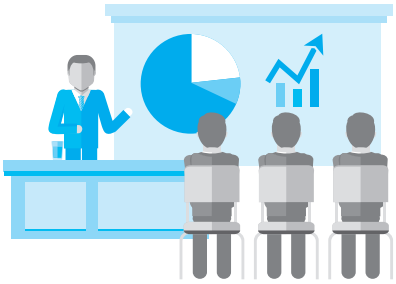
会議報告



CPD

第26回「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）」本会合について

金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部
IFIAR戦略企画室　調整官
松本（まつもと）　亜衣（あい）

金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部
IFIAR戦略企画室　室員
玉置（たまき）　奈波（ななみ）[i]

1 はじめに

2026年４月21日から23日にかけて、フランス・パリにおいて、各国・地域の監査監督当局で構成される国際機関である監査監督機関国際フォーラム（IFIAR[ii]）の第26回本会合が開催された[iii]。本会合は、IFIARメンバー及び関係者が一堂に会する年次総会であり、今回はIFIARの設立20周年を記念する節目の会合となった。本年は50か国・地域の監査監督当局、６大監査法人ネットワーク[iv]のCEO、国際基準設定主体やその他利害関係者を含め多数の関係者が参加[v]し、監査法人に対するプライベートエクイティ（PE）投資、監査におけるテクノロジーの活用をはじめ、近年監査業界において重要性が高まっている諸課題について、活発な議論が行われた。

本稿では、第26回本会合における主要な議題について報告するとともに、今後の監査実務に与え得る示唆や論点について、筆者の視点から整理する。本文中の意見に係る部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

2 各セッションの概要

(1) 企業におけるAI活用の進展

キーノートスピーチでは、目標達成のため自律的に行動するAIエージェントの進展により、企業の意思決定や業務プロセスの在り方そのものが大きく変容しつつある点が強調された。複数のAIエージェントが役割分担のもとで協働し、統括機能も組み込まれることで、より高度な意思決定プロセスを担う方向へと発展していることが共有された。とりわけ、財務報告や法定報告といった構造化された業務については、AIによる高度な自動化が現実的な選択肢となりつつある。

一方で、AIエージェントの価値を最大化するためには、全社的な業務プロセスの再設計や組織運営の変革が不可欠であるが、こうした取組には相応の時間とコストを要する。特に、大企業の多くでは、レガシーシステムの残存やデータの分断、AI活用を前提としていない既存の組織慣行や業務プロセスといった構造的制約が存在し、実務におけるAI活用は、個別領域における試行段階にとどまっていることが指摘された。また、地域間でもAI活用の成熟度についてばらつきがみられて

おり、米国や中国、シンガポールといった一部アジア地域で先行する一方で、日本を含む他のアジア地域や欧州では相対的に遅れていることが示された。今後、AI活用を前提とした全社的な業務変革を進める企業・地域とそうでない企業・地域との間で、実務におけるAI活用の進展速度の差が拡大する可能性がある。

監査の観点からは、被監査会社の財務報告プロセスにおけるAI活用の進展は、監査の対象や手法に変化をもたらし得る。キーノートスピーチでは、AIに組み込まれる目的や前提条件、判断ロジック、ガードレール[vi]の適切性の検証が監査の中核的論点となり得ることが指摘された。さらに、AI活用が監査手法に与え得る示唆として、AIによる全件ベースの分析やリスク抽出が可能となる中で、従来サンプリングに依拠してきた監査手法の前提が変容し得ることが挙げられた。また、監査において、サイバーセキュリティやデータガバナンスが主要なリスク領域として一層重要性を増している点にも留意が必要である。

⑵　監査におけるAI活用の進展

監査分野においても、AI等のテクノロジーの活用は急速に進展しており、１つ目の分科会では、監査におけるAI活用に焦点が当てられた。各グローバルネットワークは巨額のテクノロジー投資を行っており、大手監査法人を中心に上述のAIエージェントの導入等が進められる中、AIの活用は個別ツールの導入から監査プラットフォーム全体に統合する形へと進展している。

こうした動向を踏まえ、登壇した監査監督当局からは、監査業務の自動化が進展するほど、監査人の判断や監督責任の所在の明確化がより重要となる点が指摘された。AIツールを有効に機能させ、監査業務の効率化・高度化に寄与させるためには、監査法人におけるAIガバナンス、データ品質、ツールを活用する人材の確保等が前提となる。そして、これらを整備した上で、AIツールによる出力結果やその活用について、最終的な専門的判断・責任は人（監査人）が担う必要がある。

このため、登壇した当局のAI活用に関する監督アプローチにおいて共通してみられたのは、AIツールの設計・認証・運用プロセスや品質管理態勢を重視し、人が担う判断の所在やAI活用の透明性等を確認しているという点である。もっとも、分科会では、監査実務において、AIが特定した高リスク領域に人が重点的に判断を行うという役割分担が進みつつある中、今後AIの高度化や普及が進展すれば、将来的には監査監督当局が、監査法人が利用するAIツールの内部ロジックや処理プロセスを含めて直接的に検証する必要性が生じることも考えられるとの指摘もあった。

被監査会社の財務報告プロセスのAI活用の進展に伴い、監査法人におけるAI活用も高度化する中、監査監督当局においてもIT・データに関する知見の深化や専門人材の確保を進め、監査法人におけるAI活用の実態を把握・理解することが不可欠となる。

⑶　サステナビリティ情報の保証

２つ目の分科会には、欧州を中心に、先行してサステナビリティ情報の保証業務実施者への監督や検査を実施する監査監督当局が登壇し、監督や検査のアプローチ等について議論が行われた。

登壇した当局の多くでは、制度導入初期においては市場や保証業務実施者側の成熟度が十分でないことを踏まえ、保証業務実施者に対する教育・支援を重視しつつ、段階的に監督や検査を充実させていくアプローチが採用されていた。例えば、初期段階では品質管理態勢や人材育成を中心に検証し、次の段階として個別の保証業務を検証する方針や、まずは任意のテーマ別レビューを通じた好事例の収集・共有から始める対応等が共有された。一方で、保証業務実施者の成熟度に差がみられることを前提に、初年度から通常検査を実施して水準の底上げを図る当局もみられた。

実務面の課題としては、サステナビリティ情報が将来予測的で不確実性が高いことや、データの未整備、バリューチェーンの広がりといった特性を踏まえ、保証実施者には高度な専門性と職業的判断が求められることが強調された。特に、ダブルマテリアリティ分析やScope３排出量の算定といった領域では、専門家の活用や判断過程の丁寧な文書化が重要となることが指摘された。

今後、国際的なサステナビリティ情報の保証基準の収れんは進みつつも、各国・地域の監督・検査モデルについては、そのリソースの制約や市場の成熟度、規制文化の違い等により、具体的な運用の在り方は当面一様にはならないと考えられる。グローバルでサステナビリティ情報の第三者保証の質に係る一貫性を確保していくにあたっては、IFIARの活動等を通じた当局間の相互学習や市場関係者との対話を行いながら、各国・地域において保証業務実施者に対する監督・検査モデルを発展させていくことが重要となる。日本においても、保証業務実施者が準拠すべき基準の在り方に関する議論が進められているところであり、こうした議論の状況を踏まえ、保証業務実施者に対する監督・検査についてもアプローチを検討し、実施していくこととなる。

⑷　監査法人に対するPE投資

３つ目の分科会では、近年、欧米を中心に急速に広がっている監査法人への

PE投資に係る機会とリスク、監査品質への影響に焦点が当てられた。日本においては、公認会計士法の規定により、監査法人への出資者は社員（公認会計士又は特定社員として登録を受けた者）に限定されていることもあり、PEが監査業界に参入する動きはみられない。しかし、グローバルネットワークの方針や文化の変容等を通じた間接的な影響が波及する可能性があることも踏まえ、審査会としても、監査法人に対するPE投資に関する国際的な動向を注視している[vii]。

本分科会では、金融庁の榎本IFIAR戦略企画室長が司会を務め、監査監督当局、監査実務家、PE投資家の各分野から登壇者が参加した。監査実務家からは、監査法人がPE投資を受け入れる背景として、テクノロジー投資や人材確保のための資金へのアクセスや、経営・組織運営の効率化といった要因が挙げられた。PE投資家からは、特に監査といった公益性の高い領域への投資については、短期的な利益回収ではなく、数年単位での変革による事業価値の向上を通じて中長期的な利益回収を目指すものであり、投資家目線でも監査品質と監査法人に対するレピュテーションの維持が不可欠であるとの認識が示された。

もっとも、短期的利益へのプレッシャーを契機とした過度なコスト削減や、監査法人の組織構造の複雑化に伴う独立性リスクの増大など、IFIARをはじめ複数の国際機関・団体が、監査法人に対するPE投資により生じ得るリスクに係る懸念を発信している[viii]。PEの監査業界への参入によって、必ずしも直ちに監査品質の低下が生じるものではないと考えられるが、そのための前提として、PEファンドとの取引後も、監査法人において適切なガバナンスや統制、独立性が確保される必要がある。登壇した監査監督当局からは、投資を受け入れる監査法人がこれらのリスクを適切に認識し、ガバナンスや組織文化を通じて管理できているかが監査品質の維持において鍵となるとの指摘があった。

監査法人に対するPE投資は監査市場に新たなダイナミズムをもたらす可能性を有する一方、そのダイナミズムがもたらす影響は、監査法人とPEファンドや非監査法人（脚注vii参照）との契約上・経済的関係性や各法人のガバナンスの在り方に大きく左右されるといえる。各グローバルネットワークは、PE投資の受入に伴う機会とリスクの双方を認識しているものの、受入に対する考え方にはネットワーク間で差異がみられる。今後の動向により、こうした考え方が変わることも考えられ、各国・地域の監査監督当局やIFIARにおいては、監査法人の所有形態や資本構成の変化に関する実態や、その変化が監査法人のガバナンスや意思決定に及ぼす影響を適時に把握することが重要となる。


分科会の司会を務める榎本IFIAR戦略企画室長（左端）

3 おわりに

近年、監査を取り巻く環境は、地政学的リスクの高まりやデジタル化の進展、サステナビリティ情報の開示・保証の制度化などを背景に大きく変化している。こうした状況の中、法域を超えてグローバルに高品質な監査を確保することの重要性はますます高まっており、各国・地域の監査監督当局間の連携と知見共有の場を提供するIFIARの存在意義も増している。設立20周年を迎えたIFIARが、今後さらに国際機関として成熟し、その役割を十分に発揮できるよう、IFIARの代表理事国及び事務局ホスト国としての立場から引き続き貢献していきたい。

また、国内に目を向ければ、不正会計


IFIAR事務局が所在する大手町フィナンシャルシティグランキューブ

事案が散見され、報道でも広く取り上げられるなど、監査を含むガバナンスの実効性に対する社会的関心が一層高まっている。監査は、不正会計等が生じていない平時においては、必ずしも市場関係者から意識されるものではない。一方で、信頼・安心して投資できる資本市場の実現においては、質の高い監査が不可欠である。「日本IFIARネットワーク」[ix]の場も活用するなど、今後も資本市場関係者との連携・対話を行いながら、健全な経済成長の前提となる国内及びグローバルな監査品質の向上に向けて継続的に取り組んでいくことが重要であると考える。

<注>

i　本稿における役職名はいずれも第26回IFIAR本会合開催時点のものである。

ii　IFIARは、2000年代初頭の一連の不正会計事件を契機に各国・地域で設立された、業界から独立した監査監督当局により構成される国際機関として、グローバルな監査品質の向上により公益に資すること等を目的に2006年に設立された。IFIARでは、メンバー当局の監査監督に係る課題や経験に関する対話や、知見共有のためのプラットフォームを提供することにより、監査監督における協調や一貫性を促す取組等を行っている。

iii　審査会ウェブサイトにおいて、今回の本会合後にIFIARが公表したプレスリリース（原文及び仮訳）を掲載している。
https://www.fsa.go.jp/ifiar/20260423.html

iv　BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG及びPricewaterhouseCoopers

v　日本からは、公認会計士・監査審査会の青木会長、金融庁の榎本IFIAR戦略企画室長等が参加した。

vi　入力プロンプト、外部参照データ、出力等を検証し、不正な指示や出力を意図しない情報等を検知した場合に処置の拒否等を行う保護機構を指す。

vii　欧米においても、監査法人の持分の過半数を公認会計士が保有する必要があるなど、監査法人に対する出資規制を設けている法域は少なくない。このため、特に米国では、監査証明業務を担う法人（監査法人）と会計・税務・アドバイザリー等の非監査証明業務を担う法人（非監査法人）を分離し、監査法人と非監査法人との間で業務提供契約を締結する「Alternative Practice Structure」を採用し、この枠組のもとでPEファンドが非監査法人に出資する事例が多くみられている。

viii　IFIAR Statement on private equity investment in audit firms
https://www.ifiar.org/?wpdmdl=17670
IESBA Staff Alert – Private Equity Investment in Accounting Firms
https://ifacweb.blob.core.windows.net/publicfiles/2025-07/IESBA%20Staff%20Alert%20-%20PEI%20-%20Final%20%287.31.25%29_0.pdf
IFAC Private Equity Investment in Accountancy
https://www.ifac.org/private-equity-investment-accountancy

ix　IFIAR事務局の日本国内におけるネットワーキングへの寄与、我が国における監査に関する議論のIFIAR事務局へのインプット、IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じたIFIARにおける取組の紹介などの活動を想定して、2016年12月に設立された。IFIARネットワークの会員や活動内容については、金融庁ウェブサイトを参照。
https://www.fsa.go.jp/ifiar/20161207-3.html

＊法定監査従事者の必須研修科目
「監査の品質及び不正リスク対応」
研修教材
教材コード　Ｊ０３０５９３
CPD
研修コード　３１０１
履修単位　0.5単位